

令和 5 年度

廿 日 市 市 墓 地 管 理 事 業
特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)

広島県廿日市市

議案第 3 1 号

令和 5 年度廿日市市墓地管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度廿日市市の墓地管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,723 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,484 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	20,374	△1,637	18,737
	1 使用料	20,374	△1,637	18,737
3	繰入金	21,679	△86	21,593
	1 基金繰入金	21,679	△86	21,593
歳 入 合 計		42,207	△1,723	40,484

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	墓地管理費	41,207	△1,723	39,484
	1 墓地管理費	41,207	△1,723	39,484
歳 出 合 計		42,207	△1,723	40,484

令和 5 年度

廿日市市墓地管理事業特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(第 1 号)

広島県廿日市市

1 総括
(歳入)

墓地管理事業特別会計

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

墓地管理事業特別会計

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△1,637千円

1 項 使用料

△1,637千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 墓地使用料	千円 20,374	千円 △1,637	千円 18,737
計	20,374	△1,637	18,737

3 款 繰入金

△86千円

1 項 基金繰入金

△86千円

1 墓地管理事業基金繰入金	21,679	△86	21,593
計	21,679	△86	21,593

節		説 明	
区 分	金 額		
1 墓地使用料	千円 △1,637	墓地使用料	千円 △1,345
		墓地管理料	△292

1 墓地管理事業 基金繰入金	△86	墓地管理事業基金繰入金	△86

3 歳 出

1 款 墓地管理費

△1,723千円

1 項 墓地管理費

△1,723千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 墓地管理費	千円 41,207	千円 △1,723	千円 39,484	千円	千円	千円 △1,723 使用料及び 手数料 △1,637 繰入金 △86	千円
計	41,207	△1,723	39,484	0	0	△1,723	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 50	001 墓地管理事業	千円 △86
3 職員手当等	36	会計年度任用職員人件費追加	154
4 共済費	△1	執行残減額	△240
8 旅費	△13	003 墓地管理事業基金積立金	△1,637
10 需用費	△20		
11 役務費	△75		
14 工事請負費	△7		
18 負担金、補助 及び交付金	△56		
24 積立金	△1,637		

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括 (会計年度任用職員)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 0	1,416		321
補正前	(1) 0	1,366		285
比 較	(0) 0	50		36

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			
	補正前			
	比 較			

明 細 書

計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
1,737	304	2,041	※職員数欄の（ ）は 短時間勤務職員で外数 である。
1,651	305	1,956	
86	△ 1	85	

期 末 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	地 域 手 当 (千円)
321			
285			
36			